

## 阿倍野歩道橋・湊町駅前東西線地下歩行者道広告事業に関する契約書 (案)

大阪市(以下「発注者」という。)は、広告事業者公募により決定した\_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)を、阿倍野歩道橋・湊町駅前東西線地下歩行者道における広告事業者と定め、受注者との間で次のとおり広告事業について契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1章 総則

(総則)

第1条 発注者は、受注者に対し、発注者所有の阿倍野歩道橋(以下「歩道橋」という。)に設置されている広告掲示板(以下「広告掲示板」という。)及び湊町駅前東西線地下歩行者道(以下「歩行者道」という。)に設置されている広告枠(以下「広告枠」という。)を提供し、受注者は、広告事業者として、本件広告掲示板及び広告枠(以下「広告枠等」という。)を使用して広告業を行うものとする。

(信義誠実の原則)

第2条 発注者及び受注者は、歩道橋及び歩行者道における広告事業(以下「本事業」という。)を円滑に実施するため、互いに協力し信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。

(用語の定義)

第3条 本契約で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 申請書とは、本事業の応募にあたり、受注者が発注者に提出した一切の書類のことをいう。
- (2) 募集要項等とは、阿倍野歩道橋・湊町駅前東西線地下歩行者道広告事業者募集要項及び阿倍野歩道橋・湊町駅前東西線地下歩行者道における広告事業者募集要項についての質問に対する回答のことをいう。
- (3) 平日とは、土曜、日曜、祝日及び12月29日から翌年1月3日まで以外の日をいう。

(対象となる広告枠等)

第4条 発注者が提供し、受注者が使用する広告掲示板は、大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目地先の歩道橋に位置する別紙1「位置図」・別紙2「広告掲示板配置図」・別紙3-1～4「広告掲示板構造図」・別紙4「広告掲示板寸法表」に記載の発注者所有の11箇所、また

広告枠は、大阪市浪速区湊町一丁目地内の歩行者道に位置する別紙5「位置図」・別紙6「配置図 湊町駅前東西線地下歩行者道」に記載の発注者所有の1箇所とする。

- 2 受注者は、歩道橋及び歩行者道において前項の広告枠等以外に広告掲示板または広告枠を設置し、または広告を掲出することはできない。

(契約期間)

第5条 本契約の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

- 2 本契約に係る年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 発注者は、発注者の都合等やむを得ない事由がある場合は、本契約期間中であっても本契約を中途解約することができる。この場合、受注者は、発注者に対し損害賠償等を請求することができない。

(使用料)

第6条 受注者が発注者に納入する本契約の使用料は、金\_\_\_\_\_円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(使用料の納入)

第7条 受注者は、前条の使用料を、発注者が指定する方法で、毎年度四半期ごとに、発注者の請求に基づき、次項のとおり各四半期分を一括で発注者に納入するものとする。なお、納入に要する費用は、受注者の負担とする。

- 2 毎年度四半期ごとの納入期限は次のとおりとし、その期日が土曜、日曜または祝日の場合は、その直前の期日とする。
  - (1) 4月、5月、6月分は、4月30日
  - (2) 7月、8月、9月分は、6月30日
  - (3) 10月、11月、12月分は、9月30日
  - (4) 1月、2月、3月分は、12月28日
- 3 本契約が解除若しくは解約されることになった場合でも、発注者は納入済の使用料を返還しない。ただし、発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りではない。

(遅延損害金)

第8条 受注者が納入期限までに使用料を納入しない場合は、受注者は、その翌日から納入の日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を使用料に併せて発注者に納入しなければならない。

(電気料金等の取扱い)

第9条 電照広告枠を使用するときに発生する電気料金及び乾球交換等に要する費用は、使用料とは別に受注者が発注者の指示に従い納入しなければならない。

(屋外広告物許可)

第10条 受注者は、広告枠等に広告を掲載するにあたり、大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）に基づく許可を受けなければならない。

2 受注者は、毎年度継続許可を受けなければならない。

3 受注者は、前2項の許可にかかる申請を大阪市建設局総務部管理課に行い、その指示に従わなければならない。

## 第2章 広告枠等の維持管理

(広告枠等の点検及び維持管理)

第11条 受注者は、広告枠の転落等を防止するため最低限の維持管理として、広告の掲載作業時等（少なくとも年1回以上）に広告枠のビス等の緩みや錆び等の点検を行い、その結果を発注者に報告するものとする。

2 受注者は、広告掲示板に掲出した直貼り広告の剥がれ等を防止するため、受注者の責任において、定期的に直貼り広告の点検をするものとする。

3 受注者は、発注者から臨時に点検を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

4 受注者は、善良なる管理者の注意を以て次のとおり広告枠等を維持管理するものとする。

(1) 受注者は、広告枠等及び広告面の清掃並びに広告枠の蛍光灯等消耗品の交換を行い、広告枠等の自然損耗または経年劣化を原因とする損傷及び広告枠等に対する人為的要素を含む不慮の事故による損傷について修繕義務を負うものとする。

(2) 受注者は、本契約締結後速やかに維持管理計画書を発注者に届け出るものとし、当該維持管理計画書に基づき点検を行った場合は、速やかに点検結果報告書を発注者に届け出るものとする。

(3) 受注者は、維持管理上の問題を発見したときは、発注者に報告のうえ、受注者が提出した維持管理計画書に記載された内容に基づき対応するものとする。

(4) 発注者は、受注者と協議のうえ、受注者に対し、受注者が提出した維持管理計画書に記載された内容以外の維持管理に関する対応を求めることができる。

5 受注者は、広告枠等の周辺について、広告の有効性を確保するために清掃が必要と考える場合は、受注者の責任と費用負担において実施するものとする。

(損害賠償)

第 12 条 受注者は、本事業における広告を原因とする事故または被害が発生した場合に、受注者の責任と費用負担において損害賠償等の対応を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者が前項の被害者その他第三者との紛争等に巻き込まれ、また、損害の賠償を余儀なくされた場合には、受注者は、発注者に対して発注者の負担した金額（紛争解決に要した弁護士費用その他一切の費用を含む。）を直ちに納入するものとする。

3 受注者は、第 1 項の事故または被害が発生した場合は、速やかに発注者に連絡し、対応について速やかに報告するものとする。発注者の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

4 受注者は、本契約締結後速やかに前項の対応方針その他緊急時における連絡体制を発注者に届け出るものとし、届出内容に変更が生じた場合も同様とする。

(空き枠の活用)

第 13 条 受注者は、広告枠等が空き枠となるときは、掲載を終了する広告の撤去に合わせて、風景写真、広告募集の意匠等を広告枠等に掲載し、空き枠にならないように対応しなければならない。なお、当該広告枠が電照広告枠の場合は、電照を点灯させなければならない。

2 受注者は、空き枠に風景写真等を掲載する場合は、第 6 章各条の広告の審査に関する規定に準じ、発注者の審査を受けなければならない。

3 前項の掲載内容を変更する場合も同様とする。

(連絡先の表示)

第 14 条 受注者は、広告枠等に受注者の名称及び連絡先となる電話番号を表示しなければならない。

2 発注者は、前項の表示位置及び表示方法について、受注者と協議のうえ、受注者に指示するものとする。

### 第 3 章 広告の掲載及び撤去

(広告の掲載及び撤去)

第 15 条 受注者は、受注者の責任と費用負担において広告の掲載及び撤去を行うものとする。

2 受注者は、広告の掲載及び撤去作業を行うにあたり、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）第 77 条に基づく手続きが必要な場合は、所轄警察署に必要

な手続きを行わなければならない。

- 3 受注者は、前項により所轄警察署長から道路使用の許可を受けたときは、その許可書の写しを速やかに発注者に届け出るものとする。
- 4 受注者は、広告を掲載し、または撤去しようとするときは、事前に広告掲示板については建設局平野工営所に、広告枠については建設局津守工営所及び湊町開発センターに対し、作業に必要な申請を行い、作業実施の許可を受けなければならない。
- 5 受注者は、広告の掲載作業及び撤去作業を歩道橋及び歩行者道の利用者の通行の妨げにならないように行わなければならない。

(掲載に関する問題の対応)

第 16 条 掲載した広告について問題または被害が発生したときは、受注者の責任と費用負担において処理するものとする。

- 2 受注者は、前項の問題または被害が発生した場合には、速やかに発注者に報告するものとし、発注者の指示がある場合には、その指示に従うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者が前項の被害者その他第三者との紛争等に巻き込まれ、損害の賠償を余儀なくされた場合には、受注者は、発注者に対して発注者の負担した金額（紛争解決に要した弁護士費用その他一切の費用を含む。）を直ちに納入するものとする。

(広告枠等の仕様)

第 17 条 受注者は、新たな広告掲示板若しくは広告枠の設置または既存広告枠等の仕様を変更することはできない。

- 2 受注者は、広告枠等以外に広告を掲出することはできない。

(広告の仕様)

第 18 条 広告は、紙等一般的な材質によるものとし、動画、音声を発する装置の使用または立体的な形状によることはできない

- 2 広告掲示板に掲出する広告は、掲出期間中剥がれないようラッピングフィルム等により広告掲示板に直接貼り付けるものとし、広告掲示板に貼り付ける接着剤等の材質は、剥がしたときに広告掲示板に汚損や毀損等の影響がないものを使用するものとする。
- 3 前 2 項に違反した場合は、受注者は、発注者の指示に従い、発注者の指定する期限までに受注者の責任と費用負担において原状回復しなければならない。

## 第 4 章 事故

(事故等への対応)

第 19 条 広告内容その他広告自体を原因とする事故等が発生した場合には、受注者は、当該事故発生の原因の如何に関わらず、直ちに事故拡大の防止策を講じるとともに、受注者の責任と費用負担において対処しなければならない。

2 前項の場合、受注者は、速やかに発注者にその旨を報告し、その後も当該事故等の詳細について遅滞なく発注者に報告しなければならない。

## 第 5 章 サインの維持管理

(対象となるサイン)

第 20 条 受注者は、歩道橋に位置する、別紙 2「広告掲示板配置図」に記載の 7 箇所の各広告掲示板に設けられた案内図サイン及び誘導サイン（以下「サイン」という。）を維持管理するものとする。

(サインの維持管理)

第 21 条 受注者は、サインの劣化または損傷を発見したときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い、速やかにサインの修理を行わなければならない。

2 発注者は、サインが劣化または損傷している場合に、受注者に対してサインの修理を指示することができる。

3 受注者は、前項の指示を受けたときは、速やかにサインを修理しなければならない。

4 受注者は、第 1 項及び前項の作業を行うときは、第 15 条各項に記載の広告の掲載及び撤去に準じて行わなければならない。

(情報の更新)

第 22 条 受注者は、サインの案内先等の情報に変更がある場合は、速やかにサインの掲載内容を更新しなければならない。ただし、発注者が更新の保留を認めたときは、発注者の指定する期日まで、更新作業を保留することができる。

2 受注者は、サインの情報を速やかに更新できるように、常に案内先等の変化の把握に努めなければならない。

3 発注者は、サインの情報に変更がある場合に、受注者に対してサインの情報の更新を指示することができる。

4 受注者は、前項の指示を受けたときは、速やかにサインの情報を更新し、発注者に更新の完了を報告しなければならない。

5 受注者は、第 1 項及び前項の作業を行うときは、第 15 条各項に記載の広告の掲載及び撤去に準じて行わなければならない。

## 第6章 広告の審査

(掲載できる広告)

第23条 受注者は、事前に発注者が審査した広告のみを掲載できる。

(広告の自主審査)

第24条 受注者は、広告を掲載する場合には大阪市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）及び大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領（以下「広告掲載要領」という。）に基づき、事前に自主審査を行うものとする。

2 自主審査の結果、広告掲載要綱または広告掲載要領に抵触しているときは、受注者は、広告主に修正または削除を求めるものとする。

(広告の発注者審査)

第25条 受注者は、前条の自主審査を行ったうえで、掲載しようとする意匠の作成着手予定日の平日5日前までに、掲載しようとする広告内容を発注者に提出し、発注者は、これを審査する。

2 発注者が前項の審査の結果、広告掲載要綱または広告掲載要領に抵触していると判断した場合には、発注者は、受注者に対して広告内容の修正または削除を求めることができ、受注者は、発注者の指示のもと、これを修正し、または削除しなければならない。

3 受注者が前項の指示に従わない場合には、発注者は広告の掲載を認めない。

4 受注者は、第2項により修正し、または削除した広告内容の広告を掲載しようとする場合には、再度、広告内容を発注者に提出し、発注者の審査を受けなければならない。なお、この提出期限は、第1項と同じとする。

5 第1項及び前項の結果、掲載不可となり、または掲載が遅延することによる損害は全て受注者の負担とし、発注者は、その一切の責任を負わない。

6 広告内容の審査を受けずに広告を掲載した場合には、受注者は、発注者の指示に従い、発注者の指示する期限までに受注者の責任と費用負担において広告を撤去しなければならない。

7 受注者が発注者の指示した期限までに前項の撤去に応じない場合には、発注者は、本契約を解除することができる。

## 第7章 受注者の責任

(法令等の遵守)

第 26 条 受注者は、本契約の各条項のほか、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、道交法、大阪市屋外広告物条例、大阪市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号。以下「公正職務条例」という。）をはじめ、本事業実施に関する全ての関係法令を遵守しなければならない。

(個人情報等の保護)

第 27 条 受注者は、本契約の履行にあたって、個人情報及び本事業に係る全てのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱うときは、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「個人情報保護条例」という。）の趣旨を踏まえ、本契約の各条項を遵守し、その漏洩、滅失、毀損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制を整備し、措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、受注者の業務従事者その他関係人に前項の義務を遵守させなければならない。
- 3 受注者は、契約期間の満了または契約の解除若しくは解約により本契約が終了した後においても、前 2 項の義務を遵守しなければならない。
- 4 受注者は、本事業に係る個人情報等の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の管理)

第 28 条 受注者は、受注者の保有する個人情報に関して、個人情報保護条例の規定に基づき、その個人情報の本人からの開示、訂正若しくは利用停止の請求または是正、再調査若しくは情報の提供の申出があったときは、発注者の指示に従い必要な措置をとらなければならない。

- 2 受注者の故意または過失により個人情報等の漏洩、滅失、毀損等を行ったときは、受注者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(情報公開への対応)

第 29 条 受注者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、本事業実施に関する情報の公開に努めなければならない。

- 2 受注者は、受注者が本事業に関わって作成したもののうち、発注者が保有していない文書等について、発注者から提供の請求があったときは協力し、指示に従わなければならない。

(公正な職務の遂行に関する責務)

第 30 条 受注者及び受注者の役職員は、本事業の実施にあたっては、公正職務条例第 5 条

の責務を果たさなければならない。

- 2 受注者は、本事業について、公正職務条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかにその内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、公益通報をした者または公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から公正職務条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちにその内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者及び受注者の役職員は、公正職務条例の規定に基づく発注者または大阪市公正職務審査委員会の調査に協力しなければならない。
- 5 受注者の役職員または役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(暴力団等の排除)

第31条 受注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約またはその他の契約をしてはならない。

- 2 受注者は、暴力団排除条例第7条各号に規定する者（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約またはその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約またはその他の契約をした場合は、当該契約を解除させなければならない。
- 3 受注者は、本事業の実施にあたり、暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められる者から暴力団排除条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかにその内容を発注者に報告するとともに、警察に届出を行わなければならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかにその旨を受注者に報告するとともに、警察に届出を行うよう指導し、速やかにその旨を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定により報告を受けた発注者による調査及び届出を受けた警察による捜査に協力しなければならない。
- 5 発注者及び受注者は、暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により本契約の適正な履行が阻害されるおそれのあるときは、双方協議のうえ、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

## 第8章 本事業の実施にあたっての負担区分等

(リスクの負担)

第32条 本事業を行うにあたっての各段階におけるリスクの負担については、別表「リスクの負担区分」のとおりとする。

## 第9章 契約終了後の処理

(契約期間終了後の広告)

第33条 受注者は、本契約期間の満了により本契約が終了した場合には、発注者が認めた場合を除き、期間満了日の24時まで、受注者の責任と費用負担において広告を撤去し、広告枠等を原状回復のうえ発注者に引き渡さなければならない。

2 受注者は、契約の解除または解約により本契約が終了した場合には、直ちに受注者の責任と費用負担において広告を撤去し、広告枠等を原状回復のうえ発注者に引き渡さなければならない。

3 発注者は、前2項の撤去に受注者が応じない場合には、受注者に代わって広告を撤去及び処分をすることができるものとし、受注者は、これに異議を述べない。

4 発注者は、受注者に対し、前項に要した費用の全額を請求ことができ、受注者は、これを納入しなければならない。

## 第10章 事業の引継ぎ

(事業の引継ぎ)

第34条 受注者は、次期の広告事業者が新たに本事業を行うことが決定した場合には、発注者が指示する事項について、次期の広告事業者への引継ぎを誠実に行わなければならない。

2 前項の規定の引継ぎにかかる費用の一切は受注者の負担とする。

3 発注者が次期の広告事業者の募集を行うにあたり、発注者が必要とする場合には、受注者は、発注者の指示に従い、発注者の指定する期限までに広告枠等並びに広告枠関連機器(広告枠の電照機器及び第一接続点(責任分界点)までの通電設備をいう。以下同じ。)の損傷状況等を発注者に報告しなければならない。

## 第11章 権利の制限

(権利売却の禁止)

第 35 条 受注者は、本契約によって生じる権利の一部または全部を売却してはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 36 条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。また、その権利を担保の目的に供することはできない。

## 第 12 章 契約の解除

(発注者による契約の解除)

第 37 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当した場合、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項の一に違反し、発注者の指定する期限までに発注者の指示を履行しなかったとき
- (2) 使用料の納入を遅延し、発注者が期限を定めて督促しても期限までに納入しないとき
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立てを行ったとき
- (4) 重要な財産について、差押、仮差押または仮処分を受けたとき
- (5) 公租公課を滞納し、その処分を受けたとき
- (6) 受注者の事業または資本の構成に重要な変更が生じたとき
- (7) その他受注者による契約の継続が困難であると認められるとき

2 前項の規定により本契約が解除された場合には、受注者は、違約金として、使用料の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に納入しなければならない。

(暴力団等の排除に伴う契約の解除)

第 38 条 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者が暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、本契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、受注者の下請負人等が暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して当該下請負人等との契約解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前 2 項の規定により本契約が解除された場合には、受注者は、違約金として、使用料の 100 分の 20 に相当する額を発注者の指定する期間内に発注者に納入しなければならない。

(受注者による契約の解除)

第 39 条 受注者は、発注者が本事業を中止する等発注者の責めに帰すべきやむを得ない事由がある場合を除き、本契約期間中に本契約を解除することができない。

## 第 13 章 雑則

(広告枠等の引き渡し)

第 40 条 発注者は、本事業を開始する令和 6 年 4 月 1 日午前 0 時に、受注者に対して、第 4 条第 1 項の広告枠等を現状有姿で引き渡す。

2 前項の引渡しにおいて、発注者は当該広告枠等の損傷について一切の責任を負わない。

(広報掲示板及び広告枠の追加、広告事業者の追加)

第 41 条 発注者は、本契約に定める広告枠等以外に、新たに案内図サイン、誘導サイン、掲示板、ポスター枠、ポスター等その他発注者が必要と認めるものを設置、または掲出し、発注者の広報に使用することができる。

2 発注者は、本契約に定める広告枠等以外に、新たに広告掲示板または広告枠を設置し、別途、広告事業者を募集することができる。

3 発注者が前 2 項の設置、掲出または募集をした場合には、受注者に対し、本契約の使用料の変更をしない。また、発注者は、受注者に対し、損害賠償、損失補償その他名目の如何を問わず金員の支払を行わない。

(広告主との契約に関する制限)

第 42 条 受注者は、本契約の期間満了または解除若しくは解約により本契約が終了したときは、受注者と契約した広告主が広告枠等に広告を掲載する権利を喪失することを、受注者と広告主との契約に明記しなければならない。

(重要事項の変更届出)

第 43 条 受注者は、受注者の定款その他これに相当するもの、主たる事務所の所在地、代表者及び役員等に変更があったときは、遅滞なくその内容を発注者に届け出なければならない。

(様式等)

第 44 条 本契約に関して発注者と受注者との間における請求、通知、申出、報告、承諾及

び解除は、本契約に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本契約の履行に関して、発注者と受注者との間で用いる言語は日本語とし、通貨単位は日本円とし、時刻は日本標準時とし、計量単位は本契約に特別の定めがある場合を除き、計量法（昭和 26 年法律第 207 号）の定めるところによる。

（裁判管轄）

第 45 条 本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（契約内容の解釈）

第 46 条 本契約、募集要項等の中に矛盾または齟齬がある場合には、本契約、募集要項等の順にその解釈が優先するものとする。

（疑義の決定）

第 47 条 本契約に定めのない事項については、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）及び大阪市会計規則（昭和 39 年大阪市規則第 14 号）に従うものとし、その他は必要に応じて発注者及び受注者協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪市  
契約担当者  
大阪市建設局長 寺川 孝

受注者